

今年度～  
令和5年度

## 4月から介護保険料が変わります

問 介護保険課(1階) ☎561-2369、FAX561-2480



介護保険制度は、介護が必要になった人が安心して介護サービスを利用できるように、社会全体で支え合う制度です。市でも今後ますます高齢化が進み、要介護認定者が増えることで、介護サービスを利用する人の増加が予測されます。介護保険料は、介護サービスなどの利用実績と将来の見込みから、費用を積算し、3年ごとに改定しています。

今年度の介護保険料は、6月中旬にお知らせします。

### ■介護保険料

保険料は、所得などによって段階があり、基

準額に対する割合が異なります。詳しくは、市ホームページでご確認ください。



### ●基準となる保険料

保険料の段階は12段階あり、第5段階を基準額としています。基準額は月額6,498円(年額78,000円)となり、前期(平成30年度～令和2年度)と比較して月額598円の増額となっています。

### ■介護保険制度改正のお知らせ

介護報酬の改定に伴い、サービス利用料の変更などがありました。詳しくは、市ホームページか介護保険課にあるパンフレットをご覧ください。

## 認知症ヘルプカード

認知症の人や、自力で外出ができるけれども、道に迷う恐れのある人に、認知症ヘルプカードを配布します。



### 配布場所

4月1日～窓口で、市ホームページからも印刷できます



他 カードホルダーは窓口で配布

### 認知症ヘルプカードとは

名前や住所、最寄駅などを記載し、外出時に携帯するポケットサイズのカードです。認知症の症状の一つに、現在の年月や時刻、自分がどこにいるかなど、自分の置かれている状況が分からなくなることがあります。そのような時に「認知症ヘルプカード」を持っていると、周囲の人に助けを求めやすくなり、周囲の人は声をかけやすくなります。

問 長寿いきがい課(1階) ☎561-2372、FAX561-2480



## 4 国民健康保険 人間ドック・ 組合せドック費用助成

必ず、ドックを受ける前に手続きを。

### 助成額

#### ①人間ドック検診

費用の2分の1(限度額20,000円)

#### ②組合せドック

(人間ドック+脳ドック)検診

費用の2分の1(限度額30,000円)

受診期限 来年2月28日(月)

※ 40～74歳(今年度中に40歳になる人を含む)で、国民健康保険税を滞納していない人

他 ・助成は1人につき、年度1回

(①か②)で、検診結果の提出要

・②は医療機関に制限あり

・今年度を実施する特定健康

診査との併用不可

・後期高齢者医療制度加入者

は対象外

申 11月30日(火)までに、国民健康保険被保険者証と特定健康診査受診券(6月初旬に発送。それまでに手続きをする場合は不要)、印鑑を持って、直接(事前申込要)

## 5 令和3年度 国民年金保険料

国民年金保険料は、月額16,610円です。4月中に現金でまとめて前納すると、2年分で14,590円、1年分で3,540円、6カ月分で810円の割引があります。

口座振替やクレジットカードでも納付できます。詳しくは、草津年金事務所へお問い合わせください。

保険年金課(1階)

(1) 問 ☎561-2358、

(2) 申・問 ☎561-6975、

(3)(4) 申・問 ☎561-2366、

(5) 問 ☎561-2367、FAX561-2480、

日本年金機構 草津年金事務所

国民年金課(西沢川一)

☎567-2220、FAX562-9638

## 保険年金

## 1 後期高齢者医療 保険料の改定

今年度から保険料率が変わります。保険料の額は、7月中旬に郵便でお知らせします。

| 区分        | 令和2・3年度 |
|-----------|---------|
| 均等割額      | 45,512円 |
| 所得割率      | 8.70%   |
| 年間保険料の上限額 | 64万円    |

### ■主な変更点

同世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と、世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに、均等割額を7.75割、7割、5割、2割軽減していましたが、7.75割軽減の人が7割軽減となります。

また、対象者の軽減基準が変更されます。

### ■軽減基準

| 軽減割合 | 改定前の基準                              | 改定後の基準                                                        |
|------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 7割※1 | 「基礎控除額(33万円)」                       | 「基礎控除額(43万円)」<br>+「10万円×(給与所得者等の数※2-1)」                       |
| 5割   | 「基礎控除額(33万円)」<br>+「28.5万円×世帯の被保険者数」 | 「基礎控除額(43万円)」<br>+「28.5万円×世帯の被保険者数」<br>+「10万円×(給与所得者等の数※2-1)」 |
| 2割   | 「基礎控除額(33万円)」<br>+「52万円×世帯の被保険者数」   | 「基礎控除額(43万円)」<br>+「52万円×世帯の被保険者数」<br>+「10万円×(給与所得者等の数※2-1)」   |

※1 令和2年度における7.75割軽減の基準

※2 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

・これらの変更は、いずれも令和3年度保険料から適用になります

### ■保険料の試算

65～74歳で一定の障害がある人は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。保険料は滋賀県後期高齢者医療広域連合のホームページ(<http://www.shigakouiki.jp>)で試算できます。

## 2 子どもの医療費助成

市内在住の小学1年生から中学3年生までの医療費を助成します。小学1～3年生が助成を受けるには、受給券が必要です。受給券の交付申請をしていない場合は、早めに申請してください。申請に必要なものなど、詳しくは、お問い合わせください。

| 対象        | 助成の有無          | 自己負担金                                               | 受給券         |
|-----------|----------------|-----------------------------------------------------|-------------|
| 小学1～3年生   | 入院 あり<br>通院 あり | なし<br>医療機関ごとに月500円まで<br>(院外調剤薬局での自己負担金はなし)          | あり<br>(申請要) |
| 小学4～中学3年生 | 入院 あり<br>通院 なし | なし(申請で支払った保険適用医療費を後日払い戻し)<br>※医療費の支払いから5年を過ぎたものは対象外 | なし          |

## 3 国民健康保険 脱退手続きをお忘れなく

勤務先の健康保険に加入(家族含む)したときは、国民健康保険の脱退手続きをしてください。会社などからの報告で、自動的に手続きされるものではありません。

